

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（R4.2.19 以前に当初認定をうけた場合）

- ・令和4年2月19日以前に当初認定された計画を変更する場合は、手数料条例附則(R4.2.20 施行)に定める経過措置により、従前の手数料条例（表1～3）が適用されます。
- ・令和4年2月20日以降、適合証が廃止されたことから、確認書又は長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書を添付した場合に、表2の手数料を適用します。

表1.添付図書がない場合

		新規申請		変更申請	
		新築	増築又は改築	新築	増築又は改築
一戸建ての住宅		45,000円	64,100円	45,000円	64,100円
一戸建ての住宅以外の住宅	建築物の床面積の合計が500㎡以内	106,000円	151,000円	「変更する部分の床面積×1/2 +増加する床面積」 の区分に応じた額	
	500㎡～1,000㎡以内	170,000円	241,000円		
	1,000㎡超～2,500㎡以内	335,000円	477,000円		
	2,500㎡超～5,000㎡以内	601,000円	855,000円		
	5,000㎡超～10,000㎡以内	1,030,000円	1,470,000円		
	10,000㎡超～20,000㎡以内	1,910,000円	2,720,000円		
	20,000㎡超～30,000㎡以内	2,730,000円	3,890,000円		
	30,000㎡超	3,340,000円	4,760,000円		

※一戸建ての住宅以外の住宅は、上記の額を、同時に行われる申請件数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、100円に切り上げ）

表2.適合証、確認書、長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書の添付がある場合

		新規申請		変更申請	
		新築	増築又は改築	新築	増築又は改築
一戸建ての住宅		6,000円	8,500円	6,000円	8,500円
一戸建ての住宅以外の住宅	建築物の床面積の合計が500㎡以内	12,000円	17,100円	「変更する部分の床面積×1/2 +増加する床面積」 の区分に応じた額	
	500㎡～1,000㎡以内	21,000円	30,400円		
	1,000㎡超～2,500㎡以内	31,000円	43,700円		
	2,500㎡超～5,000㎡以内	57,000円	81,700円		
	5,000㎡超～10,000㎡以内	99,000円	140,000円		
	10,000㎡超～20,000㎡以内	163,000円	231,000円		
	20,000㎡超～30,000㎡以内	200,000円	285,000円		
	30,000㎡超	213,000円	304,000円		

※一戸建ての住宅以外の住宅は、上記の額を、同時に行われる申請件数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、100円に切り上げ）

表 3.住宅性能評価書（長期使用構造等である旨が記載されていないもの）の添付がある場合

		新規申請	変更申請
		新築	新築
一戸建ての住宅		15,000 円	15,000 円
一戸建ての住宅以外の住宅	建築物の床面積の合計が 500 m ² 以内	57,000 円	「変更する部分の床面積×1/2 +増加する床面積」 の区分に応じた額
	500 m ² ～1,000 m ² 以内	91,000 円	
	1,000 m ² 超～2,500 m ² 以内	171,000 円	
	2,500 m ² 超～5,000 m ² 以内	294,000 円	
	5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	452,000 円	
	10,000 m ² 超～20,000 m ² 以内	823,000 円	
	20,000 m ² 超～30,000 m ² 以内	1,120,000 円	
	30,000 m ² 超	1,360,000 円	

※一戸建ての住宅以外の住宅は、上記の額を、同時に行われる申請件数で除して得た額
(100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上げ)

参考：仙台市手数料条例（昭和 37 年 10 月 13 日 仙台市条例第二四号）より抜粋

附 則（令三、一二・改正）

（施行期日）

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の四の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請（次項に規定する申請を除く。）に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

※従前の手数料は、「例規検索システム」の「施行年月日切替」により参照できます。

令和 3 年 9 月 1 日施行の条例をご確認下さい。